

## 燕市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務し、若しくは在学する者及び市内で活動を行うものをいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関及び犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体(以下「民間支援団体」という。)その他犯罪被害者等支援に関係するものをいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解による心ない言動、インターネットを通じた誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>、報道機関による過剰な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。
- (8) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害(二次被害及び再被害

を含む。以下同じ。)の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図り、二次被害及び再被害を防止し、並びに犯罪被害者等への市民等及び事業者の理解を深める取組をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の取扱いに配慮し、適切に行われなければならない。

5 犯罪被害者等支援は、市、市民等及び事業者並びに関係機関等が相互に連携し協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援のための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及

び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

- 2 見舞金を支給する犯罪行為については、別途規則で定める。

(日常生活の支援及び配慮)

第9条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第12条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いへの配慮その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第14条 市は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の推進を図るため、必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第15条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動その他必要な支援を行うものとする。

(意見の反映)

第16条 市は、市が実施する犯罪被害者等支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援を行わないことができる場合)

第17条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。